質問と答え

いやなことや困ったことが起こった時には?

障害のことで差別されたら、 1 まずどうしたらいいのですか?

答え 役所に相談を受け付けてくれる 窓口があるので、その窓口で相談してください。 そこで解決できない場合は、他の相談窓口を教えてくれます。





差別した会社・お店などは、 どうなるのですか?

答え 会社・お店などの場合は、 障害のある人にどんな対応をしたか 役所に報告するように求められたり、 差別をしないように注意をされることがあります。

近所の人から差別的なことを 言われました。その人は 罰を受けないのでしょうか。

答え 障害者差別解消法が禁止しているのは、 役所や会社・お店などによる差別です。 この法律が、一人ひとりのすることや 考えを罰することはありません。 障害のある人への差別がなくなるよう、 国や都道府県または市町村は、障害や障害の ある人について、国民が理解を深められるような 取組をしなければなりません。

ではいつから 4 スタートするのですか?

答え | 平成28(2016) 年4月から始まります。





問い合わせ先 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 付 障害者施策担当 〒100-8914東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎8号館

電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902 ホームページ: http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html 協力: 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会/ピープルファースト北海道



こんなことで 困っていませんか?

障害があることで障害のない人たちとは 違う扱いを受けて困った、 自分の障害に合った必要な工夫や やり方をしてもらえなかったことはありませんか?

お店に入ろうとしたら (** 車いすを利用している ことが理由で、断られた。





アパートの契約をするとき、「私には障害があります」と伝えると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。

災害時の避難所で、 をおきによるがい。 聴覚障害のある人がいると 管理者に伝えたのに、 のかまう。 必要な情報が音声でしか 伝えられなかった。





スポーツクラブや 智い事の教室などで はまかめることを理由に、 入会を断られた。





役所の会議に呼ばれたので、 わかりやすく 説明してくれる人が 必要だと伝えていたが、 用意してもらえなかった。

みんなの声を受けて、 障害者差別解消法ができました。

障害者差別解消法では、 「不当な差別的取扱い」と 「合理的配慮をしないこと」 が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他にようほかない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人におかりやすく説明しないことは、知的障害のある人にもちんと情報を伝えているのに、障害のある人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。 できのある人には情報を伝えないことになります。 できる なる ままで おおり 大き を 相手にしてもらうことを 合理的配慮といいます。 できる と 別解消法では、 ではいます。 できる と 別解消法では、 できる と できないこと」も

役所と会社・お店などではちょっと違う

差別となります。

本当な差別的取扱いをすることは、 後所も会社・お店なども禁止されます。 後所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。 しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らない ようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
できる。 なべってき 不当な差別的 取扱い	しては いけない	しては いけない
合理的配慮	しなければ ならない	するように 努力

ただし、合理的配慮のために、例えば、 お金がかかりすぎたりすることもあります。 ほか (まか) なか かた かんが その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。